

東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町家庭系可燃ごみ袋の外袋（以下「外袋」という。）への有料広告の掲載に関して、東浦町有料広告掲載要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広告掲載の位置、規格、枠数及び掲載料は、別表のとおりとする。

(募集方法)

第3条 広告掲載の募集は、広報ひがしうら及び町ホームページで行うものとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1年間とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間に町に納品される外袋に広告を掲載するものとする。

(広告原稿の提出)

第5条 広告掲載等決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、町長の指定する期日までに広告の原稿を電子媒体で作成し、町長が指定する場所に提出するものとする。

(掲載料の還付)

第6条 天災、事故等の広告掲載者の責に帰さない理由により、広告の掲載が行われなかった場合は、広告掲載料を還付するものとする。

2 広告掲載者は、前項の規定により、広告掲載料の還付を受けようとするときは、東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載料還付請求書（様式第1）を町長に提出するものとする。

3 還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(掲載の取下げ)

第7条 広告掲載者が自己の都合により広告掲載を取り下げる場合は、東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載取下申出書（様式第2）を町長に提出するものとする。この場合において、当該申出書を提出できる期間は、申込日から広告掲載の決定通知後7日までとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

家庭系可燃ごみ袋の種類	位置	規格	枚数	掲載料
45 リットル（大）	外袋の表面下段	縦 40mm×横 170mm	1 枚	100,000 円
30 リットル（中）		縦 35mm×横 150mm	1 枚	70,000 円
20 リットル（小）		縦 30mm×横 135mm	1 枚	50,000 円
10 リットル（特小）		縦 20mm×横 90mm	1 枚	20,000 円

様式第 1 （第 6 条関係）

年 月 日

東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載料還付請求書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名
電話

東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載に関する取扱要領第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

請 求 額		円
振込先	金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 本店・支店 農業協同組合
	預金種目	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
	口座番号	
	(フリガ ナ) 口座名義	

様式第 2（第 7 条関係）

年 月 日

東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載取下申出書

東 浦 町 長

申込者 住所
名称
代表者職氏名
電話

広告掲載を取り下げたいので東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋広告掲載に関する取扱要領第 7 条の規定に基づき、下記のとおり申し出します。

記

取下日	年 月 日
取下理由	